

# 安城市任期付職員（事務職） 採用候補者試験【追加募集】実施要項

## 1 採用予定人員、受験資格等

職種	採用 予定	受験資格		備考
		免許・資格等	年齢	
事務職	5人 程度	パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人	昭和40年4月2日以降に生まれた人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業等取得職員の任期付代替職員として、正規職員と同様の職務に従事します。</li> <li>・採用期間は1年とし、勤務成績により更新の可能性があります。最長3年とします。</li> <li>※任期満了後に再度の任用を希望する場合は、改めて試験を受けなければなりません。</li> </ul>

※合格者は、令和7年4月1日に採用する予定です。

※任期付短時間勤務職員採用候補者試験を併願することはできません。

## 2 任用期限

正規職員の定年引き上げに伴い、任期付職員の任用期限も次のとおり段階的に引き上げます。

令和7～8年度	62歳に達する日以後における最初の3月31日まで
令和9～10年度	63歳に達する日以後における最初の3月31日まで
令和11～12年度	64歳に達する日以後における最初の3月31日まで
令和13年度以後	65歳に達する日以後における最初の3月31日まで

## 3 受験申込方法

申込方法	<p><b>申込期間内に、次の①から③までの手続を行ってください。</b></p> <p><b>①仮登録</b> 安城市公式ウェブサイトから試験一覧ページにアクセスし、各職種の試験区分をクリックして申込手続（氏名、メールアドレス等の入力）をしてください。</p> <p><b>②本登録</b> 仮登録完了後、登録したメールアドレスに送付されるURLにアクセスし、本登録を完了してください。 ※仮登録完了のメールが届かない場合は、迷惑メールとして処理されていないか確認してください。</p> <p><b>③申込み</b> 本登録完了後、応募者マイページにログインし、応募者情報（志望理由等）を入力してください。</p>
------	--

受付期間	令和6年11月13日（水）から同年12月18日（水）まで
安城市公式ウェブサイト	<a href="https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shokuinboshu/ninkitsuki.html">https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shokuinboshu/ninkitsuki.html</a> 

※申込みはオンライン申請に限ります。書類の郵送又は持参による申込みはできません。

#### 4 書類選考及び試験

##### (1) 書類選考

書類選考の結果は、合格又は不合格にかかわらず、申込者全員に12月25日（水）までにメールで通知します。期日を過ぎてもメールが届かない場合は、人事課人事係に連絡してください。

##### (2) 試験

試験内容	試験日程	結果通知
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務能力基礎試験（国語能力及び数的処理能力）</li> <li>・ 個別面接試験</li> </ul>	令和7年1月11日（土）	1月下旬

#### 5 給与

##### (1) 初任給（地域手当を含む。）

226,688円

※令和6年4月1日現在（社会経済情勢の変化に応じて改定される場合があります。）

※4年制大学以外を卒業した場合は、職歴によって金額が異なる場合があります。

##### (2) 諸手当

期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当（時間外勤務を行った場合）等を支給します。

#### 6 勤務時間及び出勤日

##### (1) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで

※必要に応じて時間外勤務があります。

##### (2) 出勤日

原則として月曜日から金曜日まで

※配属先によっては、土曜日、日曜日及び祝日が出勤日となる場合があります。

#### 7 休暇等

休暇等については、一般職で任期の定めのない常勤職員の例によりますが、一部異なる運用があります（育児休業等取得職員の代替であるため、育児休業は取得することができません。）。

## 8 その他

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。
- (2) 「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、安城市では、外国籍の職員は、「公権力の行使に当たる業務」に就くことができません。
- (3) 提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (4) 給与、休暇等は、条例の改正により変更となる場合があります。

<問合せ先> 安城市役所企画部人事課人事係

電話：0566-71-2203（直通）／メール：jinji@city.anjo.lg.jp